

**簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示
(電子入札対象案件)**

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成30年3月7日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 伊藤 功

1 業務概要

(1) 業務名 H30新清洲駅北地区建物等補償物件調査算定他業務

(2) 業務内容

○建物等補償調査・算定

- ・木造建物 6戸9棟
- ・非木造建物 1戸2棟
- ・附帯工作物 9戸
- ・営業補償 1事業所
- ・動産 8世帯
- ・居住者調査 5世帯
- ・移転雑費 9世帯

○算定

- ・附帯工作物 2戸

○補償説明資料作成

- ・説明資料作成 9権利者
- ・補償説明 1権利者

(3) 履行期限 契約締結日の翌日から平成31年3月15日(金)

(4) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う(ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること)。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記3(1)①へ提出すること。)

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

次に掲げるすべての条件を満たしている者であること。

① 参加表明者

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ロ 当機構中部地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「補償」に係る競争参加資格(以下「一般競争参加資格」という。)の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の

申立てがなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「補償」の再認定を受けていること。）。

なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次の期限までに、当該一般競争参加資格の認定申請手続きを行うことで、当該条件を満たしたものとして審査を行うこととする。

ただし、開札の時ににおいて、当該一般競争参加資格の認定を受けていない場合は、入札（開札）に参加することができないものとする。

（一般競争参加資格認定を受けていない者の申請手続き）

申請手続期間：平成30年3月7日（水）から平成30年3月16日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

申請手続窓口：下記3(1)①に同じ。

ハ 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ロの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ニ 平成19年度以降（平成19年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）した土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定）の実績を有する者であること。

ホ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

ヘ 愛知県、静岡県、岐阜県又は三重県に営業拠点等を有する者であること。

ト 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。

② 配置予定現場代理人

イ 平成19年度以降（平成19年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了（下請受注による業務の実績は含まない。）した上記①ニに掲げる業務において現場代理人としての実績が1件以上ある者であること。

ロ 補償業務管理士の資格を有し登録を行っている者であること。

ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と恒常的な雇用関係があること。
なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。
恒常的雇用関係とは、申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

(2) 入札参加者を選定するための基準

選定に係る評価基準は別紙のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則10者を選定する。また、評価点の合計が高いものから選定して同点により10者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

参加表明者が10者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において定める業務実施体制の妥当性を満たさない場合に該当した参加表明者は選定しない。

3 入札手続等

(1) 担当支社等

① 入札、契約手続き及び一般競争参加資格に関する事項
〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課
電話052-968-3314

② 指名されるための要件及び業務内容に関する事項
〒452-0002 愛知県清須市西枇杷島町花咲84番地
独立行政法人都市再生機構中部支社 都市再生業務部 新清洲都市再生事務所
電話052-505-7031

(2) 入札説明書の交付期間、交付方法

交付期間：平成30年3月7日（水）から平成30年3月23日（金）まで
交付方法：当機構中部支社ホームページからダウンロードとする。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期間：平成30年3月7日（水）から平成30年3月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

② 提出方法：参加表明書の提出は、電子入札システムにより行うこと。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、予め提出日時を前日までに上記(1)②の担当者へ連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。また、持参にあたっては、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)分の切手を貼付した長3封筒を併せて提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所等

① 入札書の提出期限及び入札書の提出方法

平成30年4月13日（金）正午まで

電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、上記期限までに3(1)①に郵送（書留郵便により締切日時必着すること（持参又は電送によるものは受け付けない。）。）

② 開札の日時及び場所

日 時：平成30年4月16日（月）午前10時

場 所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3丁目5番27号

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

なお、第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札書の締切及び開札の日時については、次のとおりとする。

紙入札方式により再度入札する場合については、発注者から指示する。

イ 再入札書の締切日時

平成30年4月16日（月）午前11時30分

ロ 再開札の日時及び場所

日 時：平成30年4月16日（月）午前11時40分

場 所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦3丁目5番27号

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

- (5) 本業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

- (2) 入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (4) 手続における交渉の有無 無

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 配置予定現場代理人の手持業務の提出

落札者は、業務請負契約書の締結時に配置予定現場代理人の手持業務を提出する。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)②に同じ。

- (8) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

- ① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- ② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供していただく情報
 - イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日
 - 契約締結日の翌日から起算して72日以内
- (9) 詳細は入札説明書による。
- (10) 本業務は、補助金の交付決定時期等の要因により、契約の締結を延期する場合がある。その場合は申込を行ったものに対して平成30年4月10日（火）までに通知する。
上記による場合において、当機構はこれによって生じる損害を賠償する責任を負わないものとする。

以 上

〔別紙〕

【入札参加者を選定するための評価基準】

参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
	判断基準			
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門 登録	当機構中部地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「補償」の認定を受けていること。	数値化しない
参加表明者（企業）の経験及び能力	迅速性	営業拠点等の所在地	営業拠点等の所在地を下記の順位で評価する。 ①愛知県内に営業拠点等（注：技術者が 1 名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう）を有する。 ②上記以外の中部地区（静岡県、岐阜県又は三重県）に営業拠点等を有する。	①10 点 ② 5 点
	専門技術力	成果の確実性	平成 19 年度以降（平成 19 年 4 月 1 日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了した「同種業務」又は「類似業務」に係る実績を下記の順位で評価する。 ・同種：国、地方公共団体、地方住宅供給公社又は独立行政法人都市再生機構において発注された土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定） ・類似：上記の同種業務に規定された発注機関以外の機関が発注した土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定） ① 同種業務において 2 件以上の実績がある。 ② 同種業務において 1 件の実績がある。 ③ 類似業務の実績がある。 記載する業務は最大 2 件までとし、1 枚以内に記載する。	①15 点 ②10 点 ③ 5 点

配置予定現場代理人の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>① 下記の全ての資格を有し登録を行っている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補償業務管理士 ・ 技術士「総合技術監理部門（都市及び地方計画）」 <p>② 補償業務管理士の資格を有し登録を行っている者であること。</p>	<p>①10点</p> <p>②5点</p>
	専門技術力	業務執行技術力	<p>平成19年度以降（平成19年4月1日から参加表明書受領期限）において受注し業務完了（再委託による業務の実績は含まない）した「同種業務」又は「類似業務」において現場代理人としての実績を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種：国、地方公共団体、地方住宅供給公社又は独立行政法人都市再生機構（前身の法人を含む）において発注された土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定） ・ 類似：上記の同種業務に規定された発注機関以外の機関が発注した土地区画整理事業に係る補償業務（物件調査・算定） <p>① 同種業務において2件以上の実績がある。</p> <p>② 同種業務において1件の実績がある。</p> <p>③ 類似業務の実績がある。</p> <p>記載する業務は最大2件までとし、1枚以内に記載する。</p>	<p>①15点</p> <p>②10点</p> <p>③5点</p>
業務実施体制	妥当性の	業務実施体制の	特記仕様書に記載している「下請負等」の内容に抵触する場合は選定しない。	—
			評価点 合計	50点